

# 地域の生活環境の保全について

環境政策課（脱炭素・自然共生G）

1

1

## ◆目次

はじめに・・・

1. 空き地の適正管理について
2. アメリカシロヒトリの防除について
3. 油漏れについて
4. 野焼きについて
5. 典型7公害について

最後に・・・

2

2

## はじめに

環境保全推進員の職務のうち

- ・ 担当区域内を巡回し、生活環境の状況を把握する
- ・ 担当区域内の生活環境に関する情報の連絡
- ・ 生活環境への意識の高揚を図るための指導啓発
- ・ 地域の良い生活環境づくりの推進

上記4点が「生活環境の保全」に関わります。

### **鶴岡市生活環境保全条例**

すべての市民が快適な生活を営むことができるよう、市民の自覚と協力のもとに良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

3

3

## 1. 空き地・空き家の適正管理について

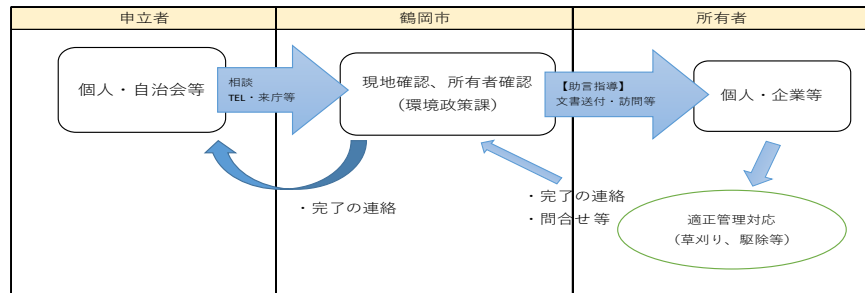
4

4

## 1. 空き地・空き家の適正管理について

空き地が適正に管理されておらず、草木の繁茂、虫の発生  
小動物の出入り等により困っている場合

対応フロー



空き地の適正管理は、地域内のクマの潜む場所を減らすことにもつながります。

5

5

## 1. 空き地・空き家の適正管理について

地域内の空き家が適正に管理されておらず困っている場合

家屋（外壁や屋根）、立木（枝の越境）によるもの  
⇒ 建築課 TEL：0 2 3 5－3 5－1 2 4 7

雑草繁茂、害虫、小動物 等によるもの  
⇒ 環境政策課 TEL：0 2 3 5－3 5－0 1 6 0

それぞれの窓口まで相談ください。

6

6

## 2. アメリカシロヒトリの防除について

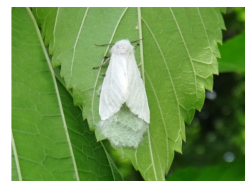
7

7

## 2. アメリカシロヒトリの防除について

アメリカシロヒトリ（アメシロ）とは？

- ・ 北アメリカを原産とする大きさ約1 c mの蛾
- ・ 成虫・幼虫ともに毒はありません。



- ・ 幼虫は広葉樹（サクラ・クワなど）の葉を食べてしまいます。
- ・ 幼虫が枝葉に集まると糸を吐き、網状の巣をつくれます。（巣網）



8

8

## 2. アメリカシロヒトリの防除について

防除に適すると  
されている時期

|   |             |
|---|-------------|
| { | 一化期・・・6月～7月 |
|   | 二化期・・・8月～9月 |

### ・ 巣虫防除

巣網が付いた枝を切り落とします。

⇒枝ごと「燃えるゴミ」として  
出してください。

※ゴミ袋から幼虫が這い出て

こないよう靴などで潰してください。

**環境にやさしい防除方法であり**

**市では推奨しています。**



9

9

## 2. アメリカシロヒトリの防除について

### ・ 薬剤防除

アメシロが付いている木に薬剤を散布し駆除します。

**市では町内会等の地域で取組む薬剤防除については  
散布機の貸出、薬剤の提供の支援を行っています。**

一度に広範囲の駆除ができますが、まわりへの影響に  
十分注意する必要があります。

※過去には散布中に周辺住民へ健康被害があった  
例もあります。

10

10

## 2. アメリカシロヒトリの防除について

### ●アメシロ相談室を開設しています

住所 . . . 鶴岡市羽黒町赤川字村下63-2

※旧 赤川地区浄化センター

開設期間 . . . 6月上旬～9月中旬

(令和8年度は6月8日～9月11日まで)

連絡先 . . . 0235-62-5292

自治会（町内会・住民会等）で、町内全域を防除する際  
防除機械の貸出、薬剤の提供を行っています。

一化期 . . . 6月13日～7月20日（終了）

二化期 . . . 8月13日～9月 2日（予定）

11

11

## 2. アメリカシロヒトリの防除について

その他の害虫（ハチ、シロアリなど）については  
それぞれの所有者・管理者により駆除等の対策をして  
いただくこととなります。

市では、適宜 駆除業者の情報提供を行っております。

12

12

### 3. 油漏れについて

13

13

### 3. 油漏れについて

#### 油漏れの主な事例

- ① 一般住宅や事業所等で、ホームタンクからポリタンクに灯油を詰める際に目を離してしまい、灯油が溢れてしまった。
- ② ホームタンクやポリタンクが破損・転倒し、タンク中の灯油が漏れてしまった。
- ③ 自動車事故により燃料やエンジンオイル等が路上に流れてしまった。

※近年では①が原因による油漏れが圧倒的に多い

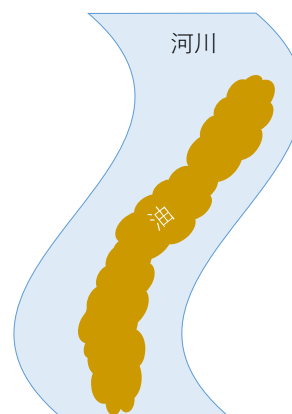
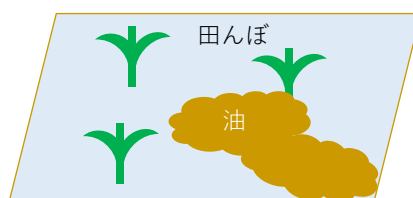


14

14

### 3. 油漏れについて

油漏れが拡大し河川や田んぼなどに達すると河川の水質悪化や農作物の汚染など、重大な被害や影響を及ぼす可能性があります。



15

15

### 3. 油漏れについて

発生時の市の対応について（環境政策課・消防）

- ・漏洩の拡大防止  
※油吸着マット、油吸着材などを使い、油を処理します。
- ・発生元を調査  
⇒原因者（油漏れを起こした方）へ使用した吸着マット等を請求します。



また、河川に流出した場合は、河川管理者とともに対応を行います。

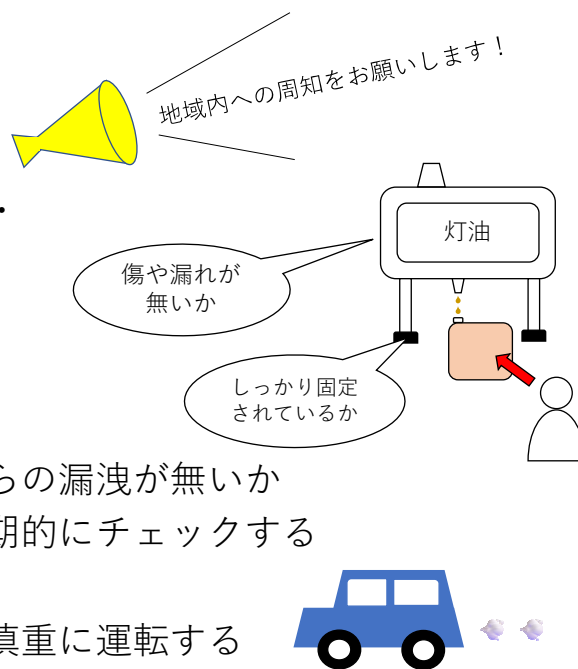
16

16

### 3. 油漏れについて

#### ◆油漏れを起こさないために・・・

- ・ 給油中は目を離さない  
(その場を離れない)
- ・ ホームタンクやポリタンクからの漏洩が無いか  
損傷や転倒の恐れが無いか定期的にチェックする
- ・ 交通事故を起こさないよう、慎重に運転する



17

17

### 3. 油漏れについて

油漏れを起こしてしまったり、発見した際は  
すぐに市へ通報してください。  
通報が遅くなるほど復旧が困難となり  
原因者の費用負担も増大します

- ・ 鶴岡市役所 環境政策課 (0235-35-0160)
- ・ 消防本部 通信指令課 (0235-22-8321)

※いずれか一方で結構です。

18

18

## 4. 野焼きについて

19

19

## 4. 野焼きについて

野焼き（屋外でゴミ等を燃やす行為）は

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】により禁止されています。

違反した場合や悪質な場合は、懲役または罰金が科されることがあります。

### ◆個人の場合

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金

### ◆法人の場合

3億円以下の罰金

20

20

## 4. 野焼きについて

やむを得ず野焼きができる場合

- ・ 農業に伴う焼却（焼き畑農業、病害虫防除、燐炭づくり 等）
- ・ 神社仏閣での宗教行事によるお札やダルマ等の焼却  
（いわゆる「お焚き上げ」）
- ・ バーベキューやたき火等 小規模な燃焼
- ・ 量が多く運び出しが困難な場合



21

21

## 4. 野焼きについて

やむを得ず野焼きを行う場合の届出について

「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出書」

環境政策課（市役所 6 階）または消防本部にて受付します。

- ・ 鶴岡市役所 環境政策課（0235-35-0160）
- ・ 消防本部 通信指令課（0235-22-8321）

※実施する日程、場所等を確認いたします。

※届出は「許可」ではありません。

22

22

## 4. 野焼きについて

### <留意事項>

- ・ 風のない日に実施する
- ・ 一度に燃やす量を少量とする
- ・ 焼却中その場を離れない
- ・ 焼却作業後すぐに消火する（水の入ったバケツを用意する等）
- ・ **【火災警報】や【林野火災警報、注意報】が消防から  
発出されていないか確認する**
  - ※ 【火災警報】【林野火災警報】発令中は届出があっても  
焼却した場合には罰則対象となります！
- ・ 周辺住民の迷惑とならないよう実施する
  - ※ 周辺住民から苦情が寄せられた場合は、事前に届出があっても  
消火してもらう場合があります。

23

23

## 5. 典型7公害について

24

24

## 5. 典型 7 公害について

典型 7 公害とは

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動  
悪臭・地盤沈下があります。

主な事例

- ・ 隣の工事現場からの重機の音がうるさい
- ・ 近所の薪ストーブの臭いや煙で窓を開けられない
- ・ 地域内の水路が濁っている など

地域内で気づいたこと、困り事があれば  
環境政策課（0235-35-0160）まで相談ください。

25

25

## 最後に・・・

生活環境に関することで、地域内で気づいたことなどがあれば  
市役所 6 階 環境政策課まで相談ください。

TEL : 0 2 3 5 - 3 5 - 0 1 6 0

メール : [kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp)

※鶴岡地域以外の場合は、各地域庁舎までお問合せください。

※必要に応じて関係課と連携のうえ対応いたします。

引続き生活環境の保全にご協力をお願いいたします。

26

26

ご清聴ありがとうございました。

27